

人材紹介手数料に関するご案内

当社は人材紹介手数料に関し、下記の内容で厚生労働大臣に届出を行い、受理されております。

実際に適用する手数料につきましては、契約書等により下記の範囲内で定めた手数料を適用させていただきます。

株式会社ユナイテッドウィルキャリア

有料職業紹介手数料表

サービスの種類及び内容	手数料の額及び負担者
求人受理後、求人者に求職者を紹介するサービス	成功報酬 ＜期間の定めのない雇用契約の紹介の場合＞ 当該求職者に交付された内定書・労働条件通知書等に記載の年収額 50%、または、5,000,000 円 ＜期間の定めのある雇用契約の紹介の場合＞ 当該求職者に交付された内定書・労働条件通知書等に記載の雇用期間中（雇用期間が1年を超える場合は最大1年分）の賃金 100%、または、10,000,000 円 成功報酬については、上記いずれかの高い方の範囲内で個別に求人者と契約書等にて定める手数料を適用します。 手数料負担者は求人者とします。
求人の充足に向けた求人者に対する専門的な相談・助言サービス	成功報酬 当該求職者に交付された内定書・労働条件通知書等に記載の年収額 50%、または、5,000,000 円 成功報酬については、上記いずれかの高い方の範囲内で個別に求人者と契約書等にて定める手数料を適用します。 手数料負担者は求人者とします。
特定の条件による特別の求職者の開拓やそのための調査・探索	着手金 3,000,000 円 中間金 応募する求職者情報を求人者に提供した場合に 1 名あたり 200,000 円 活動費 活動 1 日あたり 50,000 円 成功報酬 ＜期間の定めのない雇用契約の紹介の場合＞ 当該求職者に交付された内定書・労働条件通知書等に記載の年収額の 100%、または、30,000,000 円 ＜期間の定めのある雇用契約の紹介の場合＞ 当該求職者に交付された内定書・労働条件通知書等に記載の雇用期間中（雇用期間が1年を超える場合は最大1年分）の賃金 100%、または、30,000,000 円 着手金、中間金、活動費、成功報酬についてはいずれも、上記いずれかの高い方の範囲内で個別に求人者と契約書等にて定める手数料を適用します。 手数料負担者は求人者とします。
就職を容易にするための求職者に対する専門的な相談・助言	着手金 相談・助言者 1 名あたり 1,000,000 円 相談・助言終了時報酬 相談・助言者 1 名あたり 1,000,000 円 成功報酬 相談・助言者 1 名あたり 1,000,000 円 着手金、相談・助言終了時報酬、成功報酬についてはいずれも、上記の範囲内で個別に関係先雇用主と契約書等にて定める手数料を適用します。 手数料負担者は関係先雇用主とします。

※上記手数料には消費税は含まれておりません。別途加算となります。

許可番号 13-ユ-315075

事業所の名称 株式会社ユナイテッドウィルキャリア

事業所の住所 東京都西東京市ひばりが丘 1 丁目 6-15 グリーンラークひばりが丘 303